半田市農業次世代人材投資事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、青年就農者の確保を目的として、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づき交付する半田市農業次世代人材投資事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

- 第2条 補助金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、実施要綱別記1第5の2の(1)に定める要件を満たす者とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、半田市において市民税、固定資産税、都市計画税、軽 自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納がある場 合には、補助金の交付対象としないものとする。

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、実施要綱別記1に定める経営開始型事業と する。

(補助金の額及び交付期間)

- 第4条 補助金の額及び交付期間は、実施要綱別記1第5の2の(2)に定めるものとする。
- 2 前項において、予算で定める額の範囲内において交付する。

(計画の承認)

- 第5条 交付対象者は、経営開始(変更)計画(様式第1)を市長に提出しなければ ならない。
- 2 前項に定める承認を受けた交付対象者は、追加の設備投資を要する経営面積の拡大や経営内容など経営開始計画を変更する場合は、経営開始(変更)計画(様式第1)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 交付対象者は、半田市農業次世代人材投資事業補助金交付申請書(様式第2) を半年又は1年分を単位として市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、半田市農業次世代人材投資事業補助金交付決定通知書(様式第3)によりその旨を給付対象者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

- 第8条 前条の決定通知を受けた者は、速やかに半田市農業次世代人材投資事業補助 金請求書(様式第4)を市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。 (補助金の中止の届出)
- 第9条 交付決定を受けた者(以下「受給者」という。)が、補助金の受給を中止しようとする場合は、中止届(様式第5)を市長に提出しなければならない。

(補助金の休止の届出)

- 第10条 受給者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止しようとする場合は、休止届(様式第6)を市長に提出しなければならない。
- 2 休止届を提出した受給者が、就農を再開する場合は、経営再開届(様式第7)を 市長に提出しなければならない。

(補助金の停止)

第11条 実施要綱別記1第5の2の(3)に該当する場合は補助金の交付を停止する。

(補助金の返還)

第12条 市長は、実施要綱別記1第5の2の(4)の規定に該当することが明らかになったときは、補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(報告等)

- 第13条 受給者は、給付期間内及び給付期間終了後5年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告(様式第8)を市長に提出しなければならない。
- 2 受給者は、給付期間内及び給付期間終了後5年間に居住地を転居した場合は、転居後1か月以内に住所変更届(様式第9)を市長に提出しなければならない。

(補助金の経理及び帳簿等の保管)

第14条 受給者は、交付対象事業に係る帳簿及び証拠書類等を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第15条 この要綱に基づく書類の提出は、半田市市民経済部経済課へ1部提出する ものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年11月12日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成27年3月4日から施行する。
- 2 改正前の半田市青年就農給付金事業補助金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則

この要綱は、平成30年11月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、平成29年3月31日以前に改正前の半田市青年就農給付金事業補助金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、令和3年3月31日以前に改正前の半田市農業次世代人材投資事業補助金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

経 営 開 始 (変 更) 計 画

年 月 日

半田市長殿

住 所: [申請者] 氏 名:

電話番号:

(生年月日: 年 月 日: 歳)

半田市農業次世代人材投資事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき経営開始(変更)計画の承認を申請します。

1	農業	を始めよ	うと思った理由			
2	経営	に係る計	画			
		開始時期	年	月		
	就	農形態	□新たに経 □親元就農 (□経営る 継承で	を継承(□全体を する経営での従事 な部門を設立	
	経営	営内容*	作目: 作目: (その他:		a a)
	所得	导目標*		万円/ 年	経営面積*	a (合計)
		E	氏 名	年齢	• 続柄等	年間農業従事日数
	家族労働力*					
		星用労働	カ *		(人・目)	

^{*}農業経営を開始して5年後の目標を記入

	集落又は地域名等		□位置作	けけられている	□位置付けば	うれる見込み
4	将来の経営ビジョン	(生産物の販売	方法などを	記載)		
5	給付期間(経営開始	型)				
		年	月 ~	年 月		
6	過去の農業教育・研 ① 研修先の名称等	修等の経験				
	名称	j	所 在 地			
	専 攻・ 営農部門	,	研修期間	年	月~	年月
	② 研修内容等					
	③ 準備型給付期間			7		
	年 月 日	~ 年)	月日			
7	その他					
	生活費の確保を目	的とした国に	よる他の事	手 美 の 給 付 一		ιている ιていない
	添付書類 別添1:収支計画 別添2:履歴書 別添3:経営を開り 分かる書		証明する書	·類(農地等 <i>0</i>)経営資産の	取得時期が
	別添4:経営を継ずる書類	承する場合は、 (過去の経歴: 隔地に住んでし	を証明する ハた場合)	書類 (就業記の写しなど)	正明書、卒業	
	別 6 : 展地及 0 : 別 添 6 : 通帳 の 写 * 2 及 び 6 の ① 及 付 け 等 に 関 す る	し :び②の内容に	ついて、青	手年等の就農(足進のための	

3 「人・農地プラン」への位置付け

* 計画の変更がある場合は、該当項目欄に二段書きで記入すること。 上段に変更後の内容を、下段に()書きで変更前の内容を記入すること。

び6の①及び②の記載を省略できる。

道府県知事から認定を受けている場合は、就農計画を添付することで、2及

収支計画

			計画	計画	計画	計画	計画
		タ 労 担 措	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
	○○(作目)	経営規模 生産量					
		土 生 単					
農		経営規模					
業		生産量					
収		売上高					
入		経営規模					
		生産量					
		売上高					
	その他						
	青年就農給	付金					
Ц	双入計①(給付金	金を除く)					
			計 画 1年目	計 画 2年目	計 画 3年目	計 画 4年目	計 画 5年目
	原材料費		7 1 11		3 1	7 1 11	0 1 11
農	減価償却費	,					
業	出荷販売経						
経	雇用労賃						
営							
費							
支出計②							
	【参考】設備 (内容、金						
)-(2)					
	//II/4 HI 🕥	<u> </u>					

^{*}既に農業経営を開始している場合は実績を記載

^{*}計画の変更がある場合は、該当項目欄に二段書きで記入すること。 上段に変更後の内容を、下段に()書きで変更前の内容を記入すること。

履歷書

1. 氏名等

(ふりがな)			
住所	〒□□□-□□□		
(ふりがな)			
	〒□□□-□□□		
連絡先			
(ふりがな)	生年月日	年齢	電話番号
	昭和 年 月 日		
氏 名	平成 年 月 日		

2. 家族構成

氏	名	続 柄	生生	F 月	日	住 所

3. 学歴等

	年	月	学歴・職歴(各別に記入)			
履						
歴				年	月	免許・資格

半田市農業次世代人材投資事業補助金交付申請書

年 月 日

半田市長殿

住 所氏 名

半田市農業次世代人材投資事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき半田市農業次世代人材 投資事業補助金の交付を申請します。

なお、補助金交付に係る審査を行うため、市担当者が私の市税等の納付状況について調査することに同意します。

交付対象期間	年	月	日	~		年	月	日
今回申請する補助金の対象期間	年	月	日	\sim		年	月	日
補助申請額					万円			
生活費の確保を目的とした 国による他の事業の給付	給付さ	れて	いる		給付さ	れてい	ない	

(添付書類)

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧及び契約書等の写し
- ※2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入(添付)しなくてもよい

 番
 号

 年
 月

 日

様

半田市長印

半田市農業次世代人材投資事業補助金の交付決定について(通知)

年 月 日付けで交付申請のあった半田市農業次世代人材投資事業補助金 について下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助条件等

半田市農業次世代人材投資事業補助金請求書

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所氏 名

年 月 日付けで交付決定がありました半田市農業次世代人材投資事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金の請求額 金

円

2. 振込口座

金融機関名	銀 行 信用金庫・組合 店 農業協同組合
口座番号	
口座種別	普通・当座
(フリガナ)	
口座名義人	

※振込口座の金融機関にゆうちょ銀行は、ご利用できません。

中止届

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所氏 名

半田市農業次世代人材投資事業補助金の受給を中止しますので、半田市農業次世代人材投資 事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき中止届を提出します。

中止日		年	月	日	
中止理由					

休止届

年 月 日

半田市長殿

住 所 氏 名

半田市農業次世代人材投資事業補助金の受給を休止しますので、半田市農業次世代人材投資 事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年	月	日 ~	年	月	日
休止理由及び再開の見込み						

経営再開届

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所 氏

半田市農業次世代人材投資事業補助金の受給を再開しますので、半田市農業次世代人材投資 事業補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき経営再開届を提出します。

休止期間	年	月	日	~	年	月	日
経営再開日			年	月	日		
補助残期間	年	月	日	~	年	月	日

就農状況報告(独立・自営就農)

経営開始 年目・交付開始 年目 (1~6月・7~12月)

年 月 日

半田市長殿

住所

氏名

半田市農業次世代人材投資事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき就農状況報告を提出 します。

1. 独立・自営就農(予定)時期(どちらかにチェックする。)

既に就農している	年 月 日就農
まだ就農していない ※	年 月就農予定

[※] まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

2. 営農実績報告

作物・部門名		作付面積(a)・飼養頭数等		
				-
				-
				_
	合計		ı	
家	氏名		年齢・続柄等	農業従事日数
族				
労				
働				
カ				

3.	経営規模の報告
υ.	

	区分			面積 (a)	
	所有地				
経営耕地	借入地	親族	族から		
		第三	者から		
作業受託	作目		作業	内容	実績
11未文式					

4	前年の所得*	
- -	DU 1 V2/// N1 1/1 1/2	

	万円
--	----

5. 農業経営基盤強化準備金(どちらかにチェックする。)

積み立てている
積み立てていない

農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

6. 地域のサポート体制について

	専属担当者(経営・技術)	専属担当者 (営農資金)	専属担当者 (農地)
氏名又			
は職名			

相談実績又は今後相談し	たいこ	とについて
	// V · \	

7. 報告対象期間における交流会へ	への参加について(どちらかにチェックする。)
参加した	
参加しなかった	
(「参加した」にチェックした場合	は以下も記載する。)
参加した回数	回
交流会の内容	
(対象者、実施内容など)	
8. 農業共済その他農業関係の保障	食への加入状況について(どちらかにチェックする。) 7
加入している	
加入していない	
(「加入している」 にチェックした	場合は以下も記載する。)
加入している農業共済等の名	
9. 計画達成に向けた今後の課題	

添付書類

別添 1. 作業日誌の写し*2

- 2. 決算書及び所得証明書の写し(7月の報告の際のみ添付する。) *3
- 3. 通帳及び帳簿の写し*2

- 4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地基本台帳及び契約書等の写し*2 (変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地基本台帳及び契約書の写 しは省略することが出来る。)※親族からの農地が主で独立・自営就農し、農地の所有権を移 転した場合は農地基本台帳の写し等の提出が必要。
- 5. 青色申告決算書(農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合) *3
- 6. 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し*4
- *1 7月の報告の際のみ記入する。(資金を除く。)
- *2 準備型研修終了後については、交付期間の1.5倍(別記1第5の1の(2)なお書きにより海外研修を実施した場合は5年間)又は2年間のいずれか長い期間(親族から貸借した農地が主で独立・自営就農する場合は除く。)及び、親元就農した者が当該農業経営を継承する又は当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)となる場合の1回目の報告の際のみ添付する。
- *3 経営開始型の交付期間のみ添付する。
- *4 認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。
- ※ 様式の2、3及び別添2の内容について、基盤強化法の基本要綱に基づく農業経営指標による自己 チェックを提出している場合は、そのチェック表を添付することで、2、3及び別添2の記載を省略 できる。

別添1

作業日誌

		作業内容		作業時間
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
月	日			
			合 計	

決 算 書

			計画	実績	実績/計画
			a	b	b/a
		経営規模			
	〇〇 (作目)	生産量			
		売上高			
農		経営規模			
業		生産量			
収		売上高			
入		経営規模			
		生産量			
		売上高			
	その他				
農業次世代人材投資資金					
収入計①(資金を除く)					

			計画	実績	実績/計画
			a	b	b/a
農	原材料費				
業 経 営	減価償却費				
	出荷販売経費				
	雇用労賃				
貸					
支 出 計 ②					
【参考】設備投資(内容、金額)					
農業所得計③=①-②					
農外所得④			所 得 合 計 ③+④		

住所変更届

年 月 日

半 田 市 長 殿

氏 名

半田市農業次世代人材投資事業補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき住所変更届を 提出します。

変更前	住所
	電話番号
変更後	住所
	電話番号